

# 障害者総合支援法等関係事業者説明会資料

令和2年3月

兵庫県

障害福祉課・ユニバーサル推進課

## 目 次

1	サービス管理責任者等研修の見直しについて	P. 1
2	留意事項等（居宅系、GH、相談支援）	P. 12
3	障害者虐待の防止について	P. 23
4	留意事項等（日中活動系、施設、障害児）	P. 32
5	留意事項等（就労系）	P. 43
6	防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業について	P. 51
7	福祉サービス第三者評価について	P. 69



# サービス管理責任者等研修の見直しについて

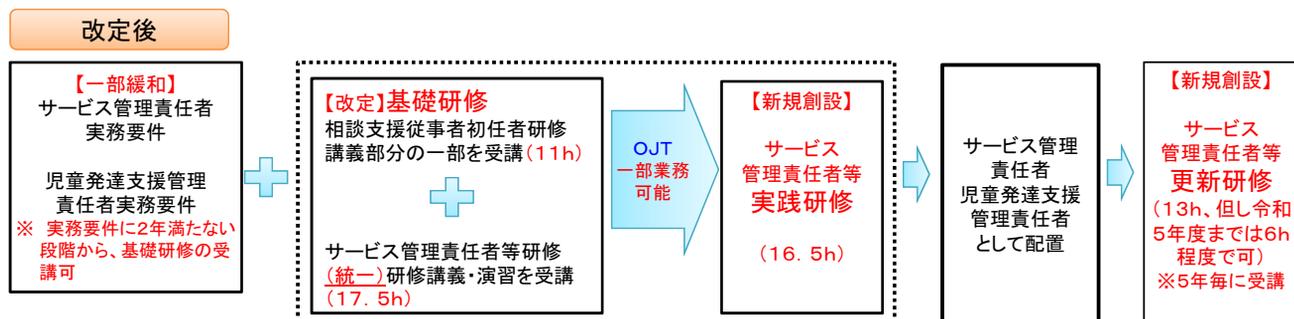
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課



## サービス管理責任者等研修の見直しについて①

### 見直しのポイント 1

1 研修が、基礎研修、実践研修、更新研修に分けられました。



実践研修、更新研修の受講にあたっては、実務経験の要件が設定されました。

〔実践研修〕 過去5年間（基礎研修修了後で、かつ実践研修受講開始日前5年以内のうち）に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある（OJT2年以上が必要）。

〔更新研修〕 （「サービス管理責任者等研修の見直しについて⑤」のとおり）

# サービス管理責任者等研修の見直しについて②

## 見直しのポイント 2

研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することになりました。

従来は介護、地域生活（身体、知的・精神）、就労、児童の分野に分けられていましたが、統一されたカリキュラムで実施されますので、「分野」という考え方がなくなりました。

このため、従事する事業所の種別により介護分野や地域生活（身体、知的・精神）分野、就労分野、児童分野（児童発達支援管理責任者）を分けて受講する必要がなくなりました。

平成30年度以前の受講者は、統一カリキュラムを受講したものとみなされます。

⇒ いずれかの分野を受講していれば、他の分野のサビ管等研修を修了したものととなります。（例：介護分野のみの受講者であっても、地域生活（身体、知的・精神）分野や就労分野の研修、児童分野（児発管）の研修の修了者とみなされます。）

## 見直しのポイント 3

直接支援業務による実務経験が8年に短縮されました。

（他の業務は変更ありません。）

# サービス管理責任者等の実務経験要件の改正等について

平成31年度から、サービス管理責任者等の実務経験要件を以下のとおり改正

- 直接支援業務の実務経験年数が10年以上から8年以上に緩和された。

## 〔サービス管理責任者の実務経験〕

業務の範囲	業務内容	実務経験年数				
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者		
障害者の保健医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 〔告示イ(1)(一)〕	a 指定〔特定/障害児/一般〕相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上		
	b 更生相談所（身体・知的）、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
	f 医療機関（病院・診療所）において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者					
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
e 特別支援学校等の従業者						
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

※3 令和元年度廃止予定（一定の経過措置を設ける予定）。

## 〔児童発達支援管理責任者の実務経験〕

業務の範囲	業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)				
		国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者		
<b>イ 相談支援の業務</b> 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示イ(1)(一)】	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上		
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者						
(5) 学校において相談支援の業務に従事する者						
(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ① 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) ② 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 ③ 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者						
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
<b>ロ 直接支援業務</b> 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示イ(1)(二)】	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者						
(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
(5) 学校等の従業者						
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

- ※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)
- ※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。
- ※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
  - 2) 保育士
  - 3) 児童指導員任用資格者
  - 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

## サービス管理責任者等研修の見直しについて③

### 配置する際の取扱いの緩和

研修の要件を満たすためには、「基礎研修+OJT(2年)+実践研修」の受講が必要になったことから、基礎研修までを修了した方については、次のとおり配置する際の取扱いが緩和されることになりました。

#### 〔基礎研修を修了した方〕

##### △1 2人目のサービス管理責任者等として配置可能

既にサービス管理責任者等を1名配置している場合は、基礎研修を修了し、実践研修受講前の方を2人目のサービス管理責任者等として配置することができます。

##### △2 計画原案の作成が可能

基礎研修を修了し、実践研修受講前の方であっても、個別支援計画「原案」を作成することができます。

### 基礎研修受講者の実務要件の緩和

基礎研修から実践研修までの間にOJT2年以上が必要になったことから、基礎研修受講者の実務要件は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数よりも2年短い期間から受講できることになりました。

(例: 相談支援業務5年 → 基礎研修は相談支援業務の実務経験3年で受講可能)

## サービス管理責任者等研修の見直しについて④

### 経過措置

この度の見直しに伴い、次のとおり経過措置が設けられることになりました。

#### ◇1 見直し前の研修（平成18年度～30年度）受講済みの方

令和5年度末(2024年3月末)までは、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務に従事することができます。

#### ◇2 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている方（令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者に限る。）

基礎研修の受講時点でサービス管理責任者等としての実務要件を満たしている場合は、実践研修修了前であっても、基礎研修の修了後3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなされます。

基礎研修を修了後に実務経験を積んで実務要件を満たすことになった場合も、同様に経過措置の対象になります（基礎研修修了から3年間経過するまでの間）。

6

## サービス管理責任者等研修の見直しについて⑤

### 更新研修の受講について①

#### ◎受講者の要件（次のいずれかに該当する方）

- 1 現にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員として従事しており、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

※ 30年度以前の研修受講者は、「業務に従事しているものとみなされる」ことから、全員が受講者要件を満たすことになる。

- 2 過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員の実務経験があり、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

#### 【サービス管理責任者等としての実務経験により更新研修を受講する場合】

〔2年以上の要件を満たす場合〕



過去5年間のうちに2年以上の実務 4 -

○ 但し、令和8年度に実務経験がない場合、令和9年度の研修は受講不可(令和4年度から令和8年度までの5年間に実務経験が1年しかないため)

7

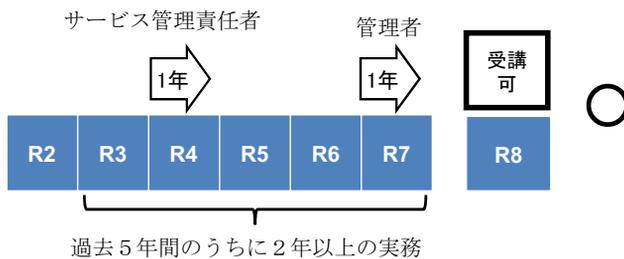
# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑥

## 更新研修の受講について②

〔2年以上の要件を満たさない場合〕



〔複数の業務で2年以上の実務がある場合〕



8

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑦

## 更新研修の受講について③

【平成30年度以前の受講者】

平成30年度以前にサービス管理責任者等の研修を受講された方は、令和元年度から令和5年度までの間に更新研修を受講していただく必要があります。

ただし、最終の令和5年度に受講者が集中することがないように、平成30年度以前の受講者を、最初の分野の研修受講年度により次のとおり更新研修受講年度を割り振っています。

- 令和元年度の受講対象者 ⇒ 平成 18 年度～ 23 年度のサビ管等研修受講者
- 令和2年度の受講対象者 ⇒ 平成 24 年度～ 26 年度のサビ管等研修受講者
- 令和3年度の受講対象者 ⇒ 平成 27 年度～ 28 年度のサビ管等研修受講者 など
- 令和4年度の受講対象者 ⇒ 平成 29 年度～ 30 年度のサビ管等研修受講者 など

〔令和2年度に更新研修を受講した場合の例〕



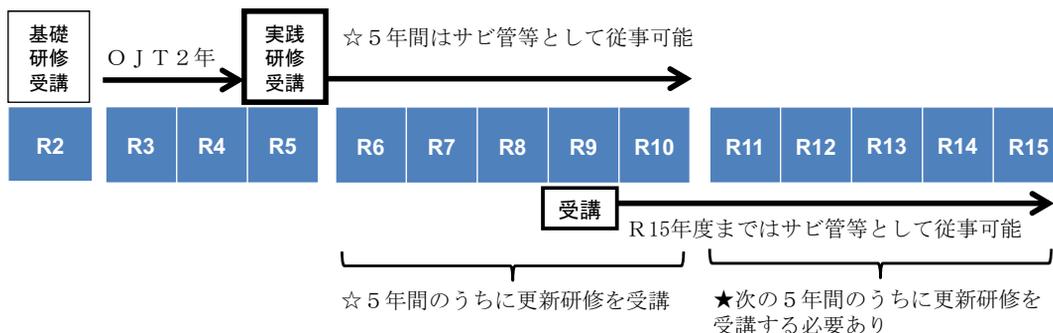
9

## サービス管理責任者等研修の見直しについて⑧

### 更新研修の受講について④

【令和元年度以降に基礎研修を受講する方】

〔令和5年度に実践研修を受講した場合の例〕



【定められた5年間のうちに更新研修を受講できなかった方】

サービス管理責任者等として従事するためには実践研修を受講する必要があります（基礎研修の受講は不要です。）。

10

## サービス管理責任者等研修の見直しについて⑨

### 修了証書について①

サービス管理責任者（障害者総合支援法）と児童発達支援管理責任者（児童福祉法）で根拠法が異なること及び実務要件が一部相違していることから、兵庫県においては、修了証書は、「サービス管理責任者〇〇研修修了」又は「児童発達支援管理責任者〇〇研修修了」のいずれかを発行することとしています。

いずれの修了証書とするかは、下記の考え方によります。

#### 1 基礎研修の修了証書

- (1) サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者のいずれかの実務要件のみを満たしている方は、実務要件を満たしている修了証書を発行する。
- (2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者のいずれの実務経験も満たしている方は、希望する名称の修了証書を発行する。

#### 2 実践研修の修了証書

・・・ 基礎研修と同じ名称の修了証書を発行する。

#### 3 更新研修の修了証書

- (1) 平成30年度以前のサービス管理責任者等研修修了者で、サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修のいずれかのみを受講している方は、受講済の研修の名称の修了証書を発行し、いずれの研修も受講済である方は、希望する名称の修了証書を発行する。
- (2) 令和3年度以降の実践研修修了者が更新研修を受講した場合は、実践研修と同じ名称の修了証書を発行する。

※ 分野の統合により、修了証書の名称に関わらず、「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の研修を修了した者」として取扱われます。

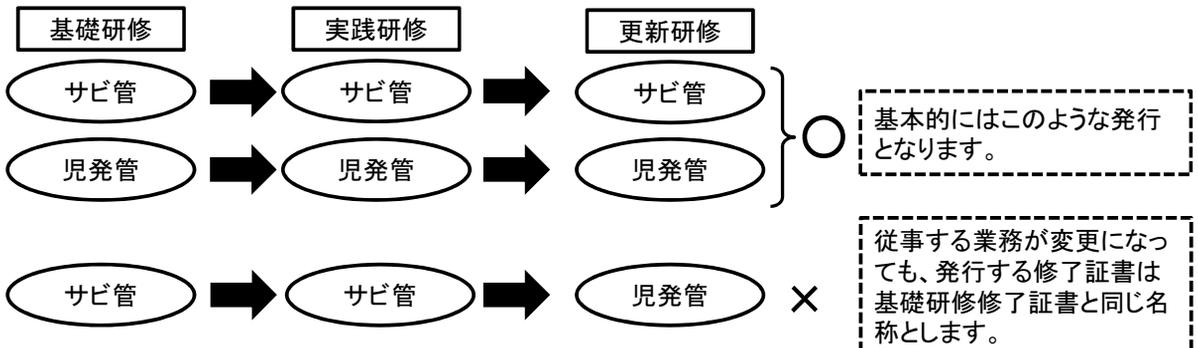
11

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑩

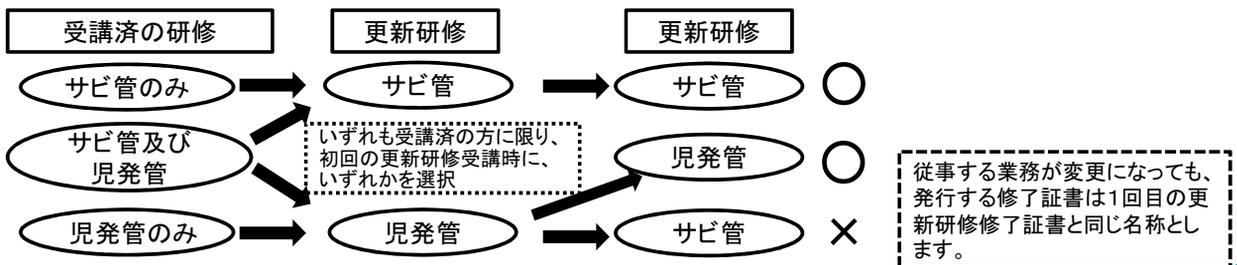
## 修了証書について②

※いくつかのパターンのうち、主なものを示しています。

### 【令和元年度以降に基礎研修を受講する方】



### 【平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を受講済の方】



# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑪

## 見直しに係るQ&A(1 研修制度について)

番号	質問	回答
1-1	平成30年度以前にサービス管理責任者研修を受講した者は、新しい制度では全ての分野の研修を受講したものとみなされると聞いたが、就労分野のみ修了した者が、生活介護事業所のサービス管理責任者(介護分野)や放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者(児童分野)として従事できるということか。	お見込みのとおりであるが、児童発達支援管理責任者は、サービス管理責任者とは実務経験の要件が若干異なるため、確認が必要である。また、新たに従事しようとする分野に必要なスキルは、事業所内研修等で身につけていただきたい。
1-2	サービス管理責任者等研修(3日間)のみ受講し、相談支援従事者の初任者研修は未受講である者は、どうすればサービス管理責任者等として従事することができるのか。	令和元年度以降に相談支援従事者の初任者研修講義部分を受講すれば基礎研修の修了者とみなされることから、実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間はサービス管理責任者の要件を満たしているとみなせるので、従事することは可能である。

## サービス管理責任者等研修の見直しについて⑫

### 見直しに係るQ&A(1 研修制度について)

番号	質 問	回 答
1-3	30年度以前に相談支援従事者初任者研修の講義部分(2日間)を受講していた場合、見直し後の基礎研修のうち、サビ管等研修(統一)の講義・演習の受講のみで基礎研修修了となるのか。	お見込みのとおり。 ただし、令和2年度以降に相談支援従事者研修の見直しが予定されており、その際の既受講者に対する経過措置に留意する必要がある。
1-4	基礎研修の研修対象者の表では、例えば相談支援業務の実務経験は3年でよいことになっており、3年間の実務経験でサービス管理責任者として従事することが可能ということか。	改正後の研修制度では、基礎研修の修了後に2年以上、指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事し、さらに実践研修を修了した後にサービス管理責任者等として従事することが可能となっている。このため、基礎研修は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数より2年間短い期間で受講が可能となっている。
1-5	基礎研修を修了した時点で、実務経験の要件を満たしている場合でも、2年以上指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事する必要があるが、その間はサービス管理責任者等として業務に従事できないのか。	令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者に限り、基礎研修を修了した時点で、実務経験の要件を満たしている場合は、基礎研修修了後、3年間は経過措置としてサービス管理責任者等の業務に従事することが可能である(3年間に限っての「みなしサービス管理責任者」又は「みなし児童発達支援管理責任者」)。

14

## サービス管理責任者等研修の見直しについて⑬

### 見直しに係るQ&A(1 研修制度について)

番号	質 問	回 答
1-6	基礎研修を修了した時点で、実務経験の要件を満たしていない場合、2年以上指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事する必要があるが、その間はサビ管等に従事できないのか。	基礎研修を修了した時点で、まだ実務経験の要件を満たしていない場合は、指定障害福祉サービス事業所等における2人目のサービス管理責任者等に従事することと、個別支援計画の原案の作成が可能である。 なお、令和元年度～3年度の基礎研修受講者については、研修修了後に実務要件を満たすことになった場合は、いわゆる「みなしサビ管(又はみなし児発管)」として業務に従事することが可能である(基礎研修修了後3年間に限る)。
1-7	令和元年度～3年度までの基礎研修修了者で、実務要件を満たしている者は、サービス管理責任者等の業務に従事できるので、その後は5年ごとに更新研修を受講すればよいのか。	実務要件を満たしている者がサービス管理責任者等として業務に従事できるのは、基礎研修を修了した日以後3年間に限っての経過措置なので、それまでの間に(令和元年度の基礎研修修了者の場合は令和3年度又は4年度の)実践研修を受講する必要がある。

## サービス管理責任者等研修の見直しについて⑭

### 見直しに係るQ&A(1 研修制度について)

番号	質 問	回 答
1-8	経過措置でサービス管理責任者等の業務に従事している間に産休、育休となった場合に、3年間の経過措置が延長されることはないのか。	産休、育休となった場合に、経過措置3年間の期間が延長されることはない。 経過措置は、新制度に移行した場合に、令和元年度から3年度の実践研修修了までの間に、新たなサービス管理責任者等の養成が行われないことに配慮した措置であるので、理解いただきたい。
1-9	過去のサービス管理責任者等研修では、受講分野別に演習が行われていたが、分野が統一されてからの演習の内容はどのようなのか。	分野が統一されたことから、演習の内容も分野別には行わず、統一した内容で受講する必要がある。例えば、児童発達支援管理責任者になるための基礎研修受講者であっても、演習で使用する事例等は児童分野の内容ではない。その為、基礎研修修了後から実践研修受講までに必要な、2年以上の業務に従事することで(OJT)、各分野の専門性やスキルを身につけていただきたい。

16

## サービス管理責任者等研修の見直しについて⑮

### 見直しに係るQ&A(2 OJT、実践研修について)

番号	質 問	回 答
2-1	OJTでは、具体的に業務を行えばよいのか。	個別支援計画原案(経過措置により、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に従事する者にあつては個別支援計画)の作成等に係る業務を原則とするが、厚生労働大臣が定めるサービス管理責任者等資格要件告示(平成18年厚生労働省告示第544号及び平成24年厚生労働省告示第230号)における相談支援の業務及び直接支援の業務であっても差し支えないものとする。 なお、個別支援計画原案の作成実績が必要であるか否かなど、詳細について国から連絡があれば兵庫県のホームページ等でお知らせする。
2-2	既に障害福祉サービス事業所(障害児通所支援事業所)で勤務しているが、基礎研修受講前の実務経験は考慮されないのか。	OJT2年間は、基礎研修修了日以後、実践研修受講開始前の5年間に通算2年以上の実務経験が必要であるので、基礎研修受講前の実務経験は考慮しない。
2-3	基礎研修受講後に産休や育休となった場合は、その期間を除き、その前後5年間で実務経験年数を計算することはできないのか。	産休や育休の期間を除外して年数計算することにはなっていない。実践研修を受講する直前5年間で2年以上の実務を有することが実践研修受講の要件となっている。

17

## サービス管理責任者等研修の見直しについて⑬

### 見直しに係るQ&A(3 更新研修について)

番号	質問	回答
3-1	サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者も、定期的に研修を受講する必要があると聞いたが、いつ、どのような研修を受講すればいいのか。	「更新研修」を5年ごとに受講することが必要になった。 平成30年度までに受講した方は、令和元年度から令和5年度までの5年間のうちに受講する必要がある、元年度の研修は令和2年の1月から3月に実施する予定である。具体的な対象者や申込方法は、兵庫県ホームページを確認していただきたい。 令和元年度以降に基礎研修を修了した方は、OJTを経て実践研修を修了した後、5年の期間ごとに更新研修を受講する必要がある。
3-2	更新研修の受講対象者の実務要件は、サービス管理責任者(及び児童発達管理責任者)の業務のほか、どのようなものがあるのか。	サービス管理責任者(及び児童発達管理責任者)のほか、管理者又は相談支援専門員として従事した期間が、実務経験として認められる。

18

## サービス管理責任者等研修の見直しについて⑭

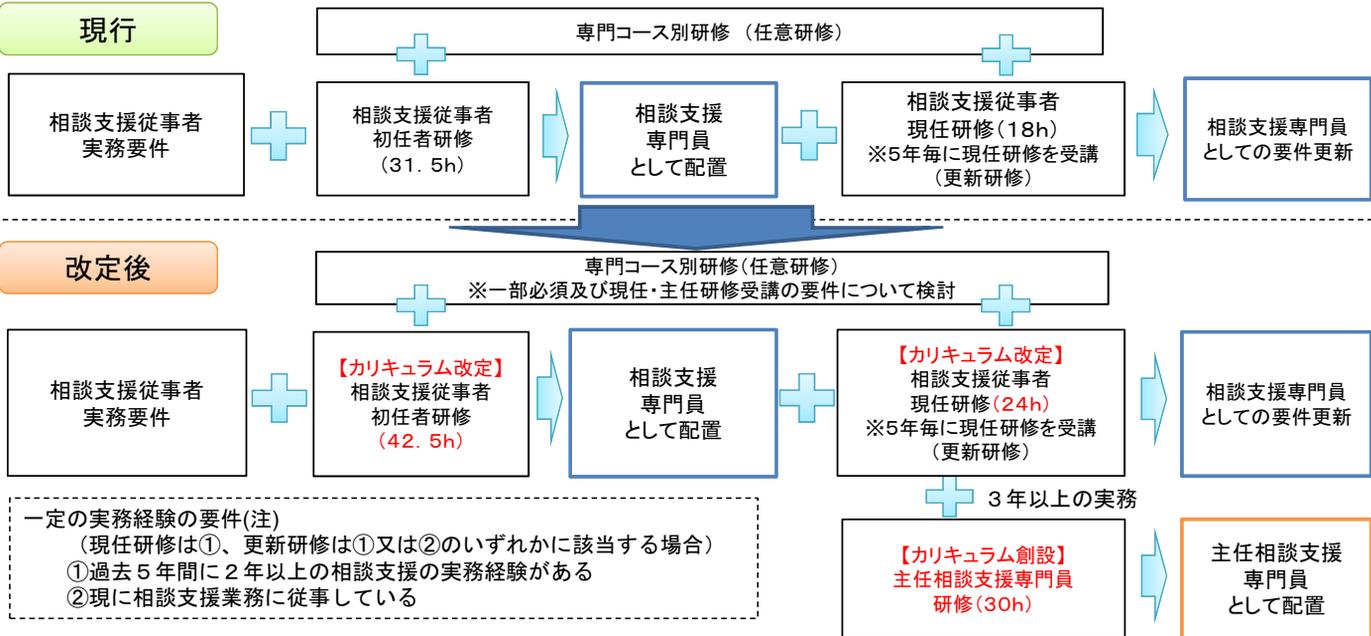
### 見直しに係るQ&A(3 更新研修について)

番号	質問	回答
3-3	更新研修の受講対象者としてサービス管理責任者等の実務要件があるが、常勤専従者でなければ認められないのか。	常勤でなければならないとの要件はない。 なお、受講開始前5年間において通算して2年以上従事とは、「2年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が360日以上であること」が必要である。
3-4	5年間のうちに更新研修を受講できなかった場合は、基礎研修から受講する必要があるのか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を受講する必要がある(基礎研修の受講は不要。)。定められた年度内に更新研修が受講できなかった場合は、実践研修の修了証書が失効することとなる。
3-5	5年間のうちに更新研修を受講できず、改めて実践研修を受講し直す場合も、受講前5年間に2年以上実務経験がなければならぬのか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった方が改めて実践研修を受講する場合には、実務要件の適用はない。

# 【参考】

# 相談支援専門員の研修制度の見直し（案）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修（更新研修含む）の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。（※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



## 報酬改定及び留意事項（居宅系、GH、相談支援）

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（加算届）の取扱いについて

### 新年度の提出期限

- 処遇改善加算計画書

4月15日（水）まで → 4月から算定

- 前年度実績等により4月から変更が生じる場合

4月15日（水）まで → 4月から算定

※ 児童通所系サービスについては、4月30日（木）までの提出分について4月から算定します。

※ 就労系サービスについては、別途、取扱いをお知らせします。

- 制度変更のない加算届（加算単位が増える場合）

※ 4月から算定分については、既に締切済

4月15日（水）までに提出 → 5月から算定

5月15日（金）までに提出 → 6月から算定

## ○ 指導監査における主な指摘事項 (平成30年度)

指導監査対象 (居宅介護・重度訪問介護)

実施数 134件

【主な指摘事項の内訳】

### ○人員に関する基準

従業者及びサービス提供責任者の資格要件を満たす者の配置がないため、休止届又は廃止届を提出すること。

従業者の勤務時間、勤務体制が確認できる書類を整備すること。

### ○運営に関する基準

兵庫県が条例に規定している独自基準を運営規程に盛り込むこと。

運営規程や重要事項説明書の概要、従業者の勤務体制を事業所の見やすいところに掲示すること。

運営規程、契約書、重要事項説明書の内容と現状とが相違している箇所があるので、確認のうえ見直すこと。

法定代理受領により市町から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対して介護給付費等の額を通知すること。

事業所名称、従業者の氏名、職能を記載した従業者等の身分を証する書類(写真付き)を作成し、従業者等に携行させること。

利用者の日常生活全般の状況等を踏まえて、具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画を作成すること。

居宅介護計画には具体的な目標期間を設定したうえで、定期的に計画の見直しを行うこと。

計画を利用者に説明し、同意を得ること。また、計画に基づいたサービスを提供すること。

サービス等利用計画と居宅介護計画とが相違しているものがあるので、計画策定にあたって留意すること。

事故対応マニュアルを作成し、従業者に周知徹底すること。

報酬等の改定があった場合は、利用者に文書を交付して説明のうえ同意を得ること。

雇用契約が確認できない従業者がいた。雇用関係が確認できる書類を必ず整備すること。

指定居宅介護の提供に関する諸記録の保存は、「サービス提供日から5年間」とすること。

利用契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町に報告すること。

居宅介護・重度訪問介護の会計を他の会計と区分すること。

### ○介護給付費の算定及び取扱い

サービス提供記録等のサービス提供時間が夜間加算の対象外にもかかわらず同加算を算定しているので、て過誤の手続きを行うこと。

処遇改善加算Ⅰのキャリアパス要件の一つである研修の実施・研修機会の確保を適切に行うこと。

処遇改善加算の算定にあたり、介護職員の資質向上の支援に関する計画や実施した処遇改善の内容等を全ての職員へ周知すること。

居宅介護計画に位置づけのないサービス提供分は請求しないこと。

2人介護を提供したとして算定する場合は、必要性について記録すること。

## 指導監査対象（短期入所）

実施数 31件

### 【主な指摘事項の内訳】

#### ○施設・設備に関する基準

居室にブザー又はこれに代わる設備を設置すること。

#### ○運営に関する基準

退所日についてもサービス提供記録を作成し、退所時刻を記載すること。

法定代理受領により市町から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対して介護給付費等の額を通知すること。

#### ○介護給付費の算定及び取扱い

短期入所サービス費の区分の取扱いに誤りがあった場合には市町へ報告し指示に従うこと。

## 指導監査対象（共同生活援助）

実施数 24件

### 【主な指摘事項の内訳】

#### ○人員に関する基準

管理者が他の事業所において常勤の従業者として勤務している。管理上支障がないよう管理者を配置すること。

#### ○運営に関する基準

サービス管理責任者は、計画の実施状況の把握や、利用者について継続的なアセスメントを行い、少なくとも6月に1回は当該計画の見直しを実施し、必要に応じて計画の変更を行うこと。

共同生活援助計画は、利用者の身体及び精神の状況、置かれている環境等に応じた適切なものとし、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものにならないよう配慮すること。

サービス管理責任者は、運営基準に規定された計画作成等の業務を自ら行うこと。

事故対応マニュアルを作成し、従業者に周知徹底すること。

非常災害計画に必要な項目が記載されていないので、内容の見直しを行うこと。また、職員に周知すること。

不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危機等に即した警戒体制を整備すること。また、不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、利用者の避難誘導方策等を整備すること。

居室等に変更があるが変更届が提出されていないので、速やかに提出すること。

基準に定められた手順（情報収集、アセスメントの実施、担当者会議の開催、計画の説明及び同意）に基づき共同生活援助計画を作成すること。

管理者は、従業者に基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

非常災害対策に係る具体的な計画を作成し、定期的に訓練を実施すること。

個人単位で居宅介護等を利用する場合であっても、個別支援計画に位置付けること。

○給付費の算定及び取扱い

利用者の確認を受けたサービス提供記録に基づき、正確に請求すること。

夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定する場合は、携帯電話を持たない利用者についても緊急時に確実に連絡が取れるようにすること。

指導監査対象〔一般相談支援〕

実施数 14件

【主な指摘事項の内訳】

○運営に関する基準

法定代理受領により市町から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対して給付費等の額を通知すること。

運営規程に、利用者から受領する費用及びその額について記載すること。

運営規程や重要事項説明書の概要、従業者の勤務体制を事業所の見やすいところに掲示すること。

サービスを提供した場合は、その都度、利用者の確認を受けること。

## 指導監査対象〔生活介護〕

実施数 40件

### 【主な指摘事項の内訳】

#### ○運営に関する基準

サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。
サービス管理責任者が計画の作成に係る業務を直接担うこと。
事故が生じた際は原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。
非常災害マニュアルが作成されいない。また、作成されているが職員等に周知されていない。
定員を超過して利用者を受け入れている日が散見された。
利用契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町に報告すること。
感染症対応マニュアルを作成し、従業者に周知すること。

#### ○介護給付費の算定及び取扱い

加算を算定する上で必要な記録を残すこと。
基準省令に基づく計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、計画未作成減算を適用すること。
送迎加算について、事前に同意のない居宅以外の場所への送迎を行っているケースがあった。

## 指導監査対象〔就労系〕

実施数 91件

### 【主な指摘事項の内訳】

#### ○運営に関する基準

法定代理受領により市町から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対して介護給付費等の額を通知すること。(就労B)
年度ごとに定めた工賃の目標水準及び前年度の平均工賃を利用者に通知すること。(就労B)
職員の定期健康診断及び雇用時の健康診断を適切に実施すること。(就労A、就労B)
モニタリングを適切な時期に実施し、個別支援計画を半年に1回以上見直すこと。(就労A、就労B)
個別支援計画作成に当たり、利用者のアセスメントを実施したときはアセスメントシートを作成し、ケース会議を開催したときは議論の内容等を記録すること。(就労A)
利用者の就労継続支援A型計画について、国通知に定める内容・様式に基づいて作成すること。(就労A)
虐待防止の取組について、施設内でガイドラインを設け、常に職員の資質向上を図り、権利擁護に関する研修会を定期的実施すること。(就労B)
職員の守秘義務について、就業規則に定め、非常勤職員についても常勤職員と同様に雇用契約書中にその旨の規定を記載すること。(就労B)
避難訓練を年2回以上実施すること。(就労A、就労B)
全従業者を対象に、少なくとも年1回は障害者虐待防止の研修を実施すること。(就労A)
就労継続支援計画作成後、利用者に対する継続的なアセスメントを行い実施状況を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、計画の見直しを行うこと。(就労A、就労B)
基準に基づいて作成された計画に基づき、心身の状況等に応じて適切に支援を行うこと。(就労A、就労B)

計画に利用者の希望を実現するための具体的な支援内容等を記載すること。(就労A、就労B)
事故やヒヤリハットへの感度を高め、見過ごさないようにすること。また、事故が発生したときは速やかに市町へ報告すること。(就労A、就労B)
重要事項説明書・契約書の内容が現状と相違している。(就労B)
重要事項の掲示がされていない。(就労B)
避難訓練を定期的実施すること。(就労B)
虐待を防止するため、ガイドラインの策定や周知、研修の開催等、必要な措置を講じること。(就労B)
職員の健康診断を実施すること。(就労B)
契約書や重要事項説明書の内容に不備がある。(就労B)
就労継続支援A型計画に利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金等の内容を含めること。(就労A)
施設外就労を行う場合は国通知等の要件に留意して行うこと。(就労A)
代理受領により利用者が支給を受けるべき自立支援給付費を事業者が受けた場合には、受領後に自立支援給付費の額を利用者に通知すること。(就労B)
事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の態勢その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。(就労B)
月ごとの勤務割表を作成し、勤務体制を定めておくこと。(就労B)
非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。(就労B)
通勤の訓練を実施すること。
生産活動収入から生産活動に係る経費を控除した金額で利用者の工賃を賄うこと。(就労A)
利用契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町に報告すること。(就労A)
感染症対応マニュアルを作成し、従業員に周知すること。(就労A)
障害者虐待を行わないよう、計画的な研修の実施、苦情解決措置の確立など具体的な虐待防止策を作成し実行すること。(就労B)
就労継続支援B型計画を従業員に周知し、計画に基づくサービスを提供すること。(就労B)
管理者は、従業員に基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。(就労B)
事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示すること。(就労B)
サービス提供実績記録票の内容について利用者に確認を得たうえで押印を受けること。(就労B)

○給付費の算定及び取扱い

就労移行体制加算について、算定要件では認められていない就労継続支援A型事業所への移行者について加算していたので、過誤の申し立てを行うこと。(就労B)
算定根拠となる記録に基づき、正確に加算の請求をすること。(就労A、就労B)
基準省令に基づく計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、計画未作成減算を適用すること。(就労A、就労B)

指導監査対象 (障害者入所)

実施数 18件

【主な指摘事項の内訳】

○運営に関する基準

家族に対するモニタリング内容を含め、支援計画の説明・同意を文書により得ること。やむを得ず電話等による場合は、その旨を記録すること。
サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。

サービス管理責任者が、アセスメント、計画の原案作成、担当者会議、計画の見直し等行うこと。  
事故が生じた際は原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。

○給付費の算定及び取扱い

計画に文書による同意がない状況が暦月で1月以上継続した場合は、計画未作成減算を適用すること。

指導監査対象（障害児通所）

実施数 107件

【主な指摘事項の内訳】

○運営に関する基準

児童発達支援管理責任者は、通所支援計画を作成し、保護者及び障害児に対し、当該計画について説明し、文書によりその同意を得てから、サービスの提供を開始すること。

サービスの提供が漫然かつ画一的なものにならないよう配慮すること。

アセスメント、計画の原案作成、担当者会議、計画の見直し等行うこと。

事故やヒヤリハットへの感度を高め、見過ごさないようにすること。また、事故が発生したときは速やかに市町へ報告すること。

支援計画の見直し時、ケース会議・モニタリング等の内容の記録がされていない。

通所給付費決定保護者に対し、障害児通所給付費の額を通知していなかった。

運営規程について実態と合わない箇所がある。

緊急時対応、非常災害対応、及び衛生管理等のマニュアルが作成されていない。

サービス提供記録に利用者の確認印がなかった。

他の障害福祉サービス事業者等に対する情報提供に係る利用者等の同意書がなかった。

利用料の領収書を交付していなかった。

重要事項の掲示がされていない。

児童発達支援センターにおいて、通所する障害児に対し健康診断を行う等、健康診断の結果を把握すること。

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示すること。

利用契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町に報告すること。

定員を遵守すること。

○給付費の算定及び取扱い

欠席時対応加算を算定する場合は、「欠席理由」、「受付日時」、「対応者」、「利用者の状況及び相談支援の概要」など、具体的内容を記録し、5年間保存すること。

算定根拠となる記録に基づき、正確に加算の請求をすること。

基準省令に基づく計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、計画未作成減算を適用すること。

一部サービス提供記録が作成が漏れている案件があった。

児童発達支援管理責任者が不在となることに伴う児童発達管理責任者欠如減算の処理をしていなかった。

送迎加算を算定しているにも関わらず、送迎を行った確認ができないものがあった。

事業所内相談支援加算を算定しているが、記録の確認ができないものがあった。

児童指導員等加配加算について、児童指導員等が1以上配置されているか確認できなかった。

令和元年度中の兵庫県下の障害福祉サービス事業者等の処分案件

処分者	サービス名	取消・効力停止年月日	処分	概要	処分理由
兵庫県	児童発達支援 放課後等デイサービス	2019/9/9	全部効力停止 (6か月)	不正請求	児童発達支援事業所利用者5名及び放課後等デイサービス事業所利用者4名について、利用実績がない日の報酬を請求した。
兵庫県	放課後等デイサービス 就労継続B型	2019/11/30	指定取消	不正請求	個別支援計画の作成業務など児童発達支援管理責任者として果たすべき一連の責務を行わなかったにもかかわらず、未作成による減算を行わずに基本報酬を不正に請求した。
				不正請求	実際の職員配置では、関連する加算の算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を不正に請求した。
				虚偽報告 虚偽答弁 検査妨害	上記の事実を隠蔽するための書類偽装を従業員へ作成を指示し検査妨害を行うとともに、その虚偽の書類を監査において、提出・提示し、虚偽報告、虚偽答弁を行った。
神戸市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2019/8/1	指定取消	不正請求	虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、不正に報酬を請求し受領した。

# 業務管理体制の整備について

## 業務管理体制整備の届出について①

- 平成24年4月から指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられた。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行うこととなる。

### 【業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定障害児相談支援事業者

### 【業務管理体制の整備について】

事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、**事業運営の適正化を図るための体制**が整備されているかどうかを指す。具体的には、**事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること**、**事業所等の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備**、**外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていること**が必要とされる。

### 【事業者規模別届出事項】

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	主たる事業所の所在地
	代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」（注1）の氏名、生年月日
事業所等の数が <b>20以上</b> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」（注2）の概要
事業所等の数が <b>100以上</b> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

（注1）法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

（注2）業務が法令に適合することを確保するための規程

### 【事業所の数え方について】

- 事業所等の数は、その**指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等**と数える。
- 事業所番号が同一でも、**サービス種類が異なる場合は、異なる事業所**として数える。  
例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所として**2つの指定**を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなる。

# 業務管理体制整備の届出について②

## 【届出先】

	事業所等の区分	届出先
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省 (厚生労働本省障害保健福祉部企画課監査指導室)
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町
③	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、姫路市、明石市で事業を行う事業者で、すべての事業所等が同一市内に所在する事業者	神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、明石市
④	上記以外の事業者で法人が神戸市以外に所在する事業者	法人所在地を所管する各県民局
⑤	上記以外の事業者で法人が神戸市に所在する事業者	兵庫県障害福祉課(本庁)

### 【休止・廃止の届出時期の変更】

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わった。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなった。

### 【休止・廃止時の利用者へのサービス確保】

休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられた。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができる。

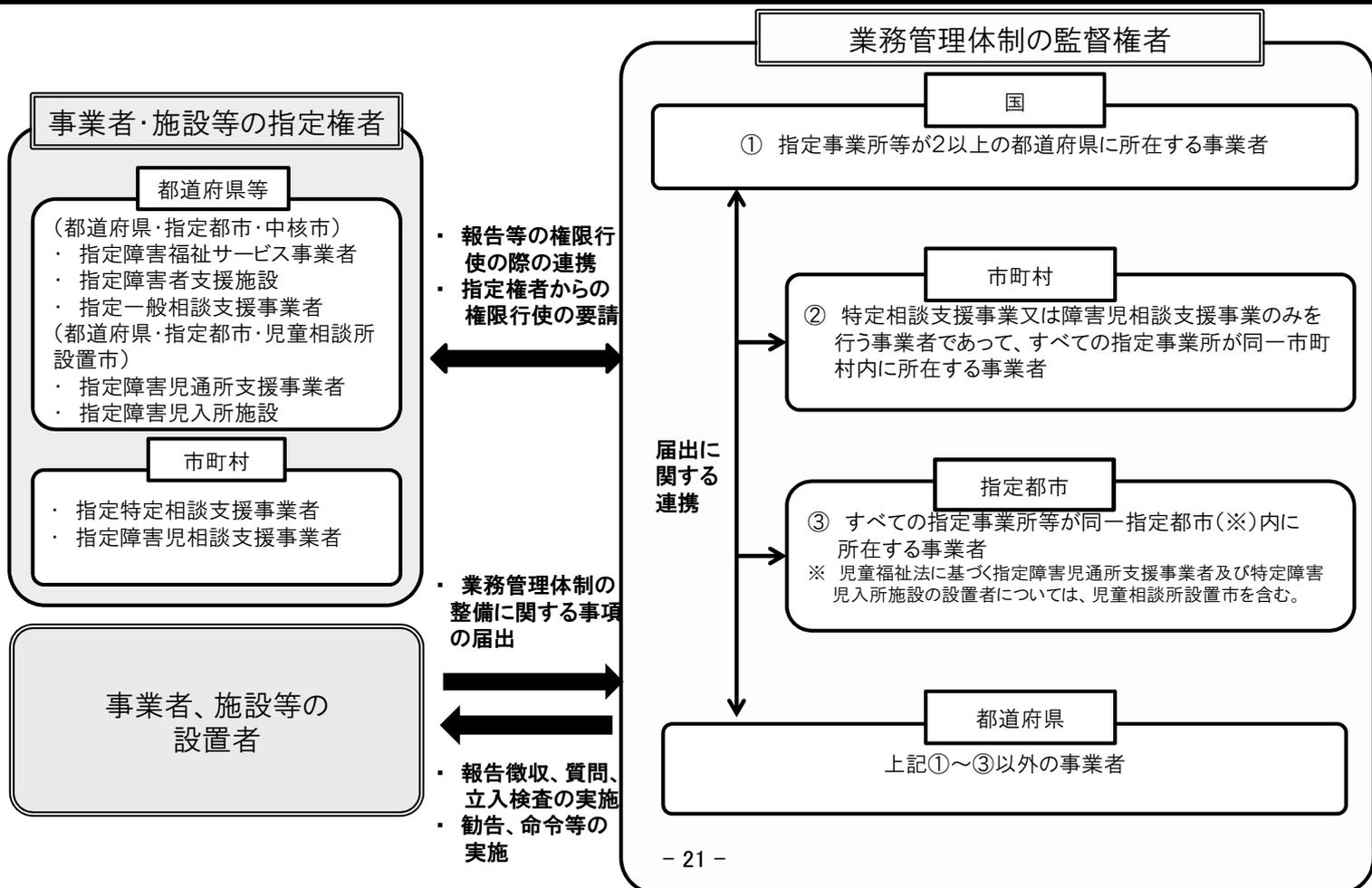
### 【連座制の見直し】

- 指定取り消しの理由となった不正行為に法人の組織的関与が確認された場合に、連座制が適用。
- 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加。

### 【指定・更新の際、連座制の及ぶサービス類型】

障害福祉サービスⅠ(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護) 障害福祉サービスⅡ(生活介護(※)、短期入所)  
 障害福祉サービスⅢ(重度障害者等包括支援) 障害福祉サービスⅣ(共同生活援助)  
 障害福祉サービスⅤ(※)(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援) 障害者支援施設 地域相談支援 計画相談支援  
 障害児通所支援 障害児入所支援 障害児相談支援 ※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

## 事業者の業務管理体制の監督体制(全体像)



# 居宅介護・行動援護の留意点について

## 各サービスごとに特に留意点いただきたい点について

区 分		内 容
居宅 介護	従業者の要件	<p>次期障害福祉サービス等報酬改定(2021年度)に向けて、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行う方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者</li> <li>旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者</li> </ul> <p>該当の従業者は、今後、要件を満たさなくなる可能性があることから、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者等の資格取得をお願いする。</p>
	サービス提供責任者の要件	<p>「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者とする取扱いは、今後、廃止に向けて検討する。</p> <p>(当面の措置として、平成30年4月以降は、当該者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合に、報酬の10%を減算)</p>
	通院等乗降介助・通院等介助の道路運送法の許可	<p>ヘルパーが自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行う場合は、通院等乗降介助または通院等介助を算定できる。この場合、運転時間を報酬算定しない通院等介助も含め、道路運送法上の許可又は登録が必要であり、これらを受けずに運転を行う場合は報酬算定対象としないこととされているため、必要な手続きをお願いする。</p>
行動 援護	従業者及びサービス提供責任者の要件	<p>初任者研修課程修了者等であって、知的障害者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、対象研修を未修了であつても行動援護従業者とみなす措置が設けられているが、令和3年3月31日までの経過措置のため、経過措置終了後の事業継続に影響がないよう、経過措置期間中に対象研修(行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修))を受講して従業者の確保に努められたい。</p>

# Hyogo Prefecture

令和元年度 障害者総合支援法関係事業者説明会（令和2年3月）

## 障害者虐待の防止



兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班  
主幹（障害者権利擁護担当）

### 最初に 直近の事案

障害者支援施設の入所者殴る 施設側「虐待にあらず」（朝日新聞 平成31年3月12日）

青森県弘前市は11日、市内の障害者支援施設「拓光園」で昨年7月、**暴力を振るった男性入所者を女性施設長が殴る**などした行為があり、「**虐待**」と認定したと公表した。施設を運営する同市の社会福祉法人「七峰会」は「不適切な対応だった」として施設長を3カ月の減給処分にしたが、**一方で「虐待にはあたらない」と主張している。**

市福祉政策課などによると、**知的障害がある30代の男性入所者が他の入所者や職員らに暴力を振るい、駆けつけた50代の女性施設長が暴れる男性の頭を殴ったり蹴ったりした**という。男性にけがはなかった。

男性は不安定になって暴れることが多く、施設長は市の調べに「自分も暴行を受ける可能性があると思われるならばその暴行が収まるのではないかと思って殴った。ただその後も暴力は収まらなかったため、後悔している」と話したという。

市は施設長の行為は障害者虐待防止法が定義する身体的虐待の「外傷が生じるおそれのある暴行」だと認定し、2月20日に県に報告。今月8日には同法人に改善計画の提出を求めた。

同法人の高橋正安常務理事は「改善計画を15日までに提出し、再発防止に努める。暴力は許されないが、**この件は施設長が殴りかかってきた相手に反撃したもので虐待ではないと考えている**」と話した。男性は現在は別の施設に入っているという。→青森県に確認したところ、**後に虐待であることを認めた。**

刑法

（暴行罪）  
第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（傷害罪）  
第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

<ポイント>

- 障害者虐待の認定要件と刑法の犯罪構成要件は異なる→正当防衛であるかどうか、は裁判で争うこと
- 「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由無く障害者の身体を拘束する行為」を虐待防止法上の身体的虐待という

# 守られるべき法律 障害者虐待防止法

## 01 障害者虐待防止の基本的枠組

### 法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み〔略〕障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### 虐待類型

①身体的虐待 ②放棄・放任（ネグレクト） ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

### 法解釈のポイント

①虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務〔虐待防止法第16条〕

→ 管理者等が義務を果たさず、「支援が不適切だった」とする内部指導での幕引きや隠蔽を図ったことで職員・元職員等の通報（厚生労働省等へのリークを含む）により虐待が発覚した事例もあり

②立入調査等の虚偽答弁に対する罰則〔障害者総合支援法第110条、第111条〕

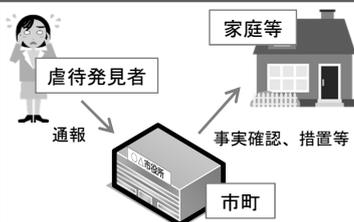
→ 行政の調査に虚偽報告等を行い、障害者総合支援法等違反で送検される事例もあり

③虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解〔厚生労働省通知等〕

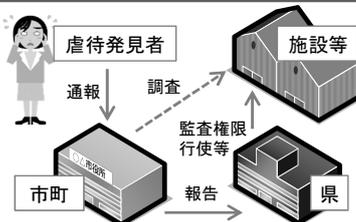
→ 利用者や家族は不満を感じていても自由に言えず、指導の範疇を超えてしまった事例もあり

### 通報・調査スキーム

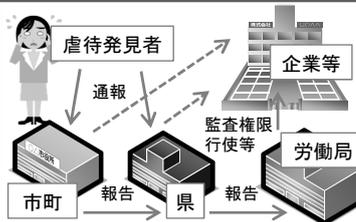
#### 養護者による障害者虐待



#### 施設従事者等による障害者虐待



#### 使用者による障害者虐待



# 02 県内の虐待通報・認定件数

## 傾向のポイント

- 法施行から7年が経過したことによる制度定着の効果もあり、**通報件数、虐待認定件数とも増加している**。  
(全国ベースは通報・認定ともに増)  
〔通報：⑳305件→㉑384件〕  
〔認定：㉑87件→㉒125件〕
- 通報等のうち、虐待が認められた割合は**32.6%**（前年度比+4.1pt）となっている（全国ベースは28.6%）。
- 施設従事者等による虐待が通報の**34.6%**（前年度比△2.4pt）、認定の**32.0%**（前年度比△3.6pt）を占める。
- 虐待を受けた者の障害種別では、**知的障害者が全体の48.0%**を占める。
- 30年度に当県内において、養護者による**監禁事案等がマスコミ報道で大々的に取り上げられる機会が多かった**。

【平成29-30年度虐待通報等及び認定件数（件） カッコ内は全国計】

	平成29年度		平成30年度	
	通報等件数	認定件数	通報等件数	認定件数
施設従事者等	113 (2,374)	31 (464)	133 (2,605)	40 (592)
養護者	175 (4,649)	55 (1,557)	233 (5,331)	83 (1,612)
使用者(※)	17 (1,483)	1 (597)	18 (1,656)	2 (541)
計	305 (8,506)	87 (2,618)	384 (9,592)	125 (2,745)

※県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上

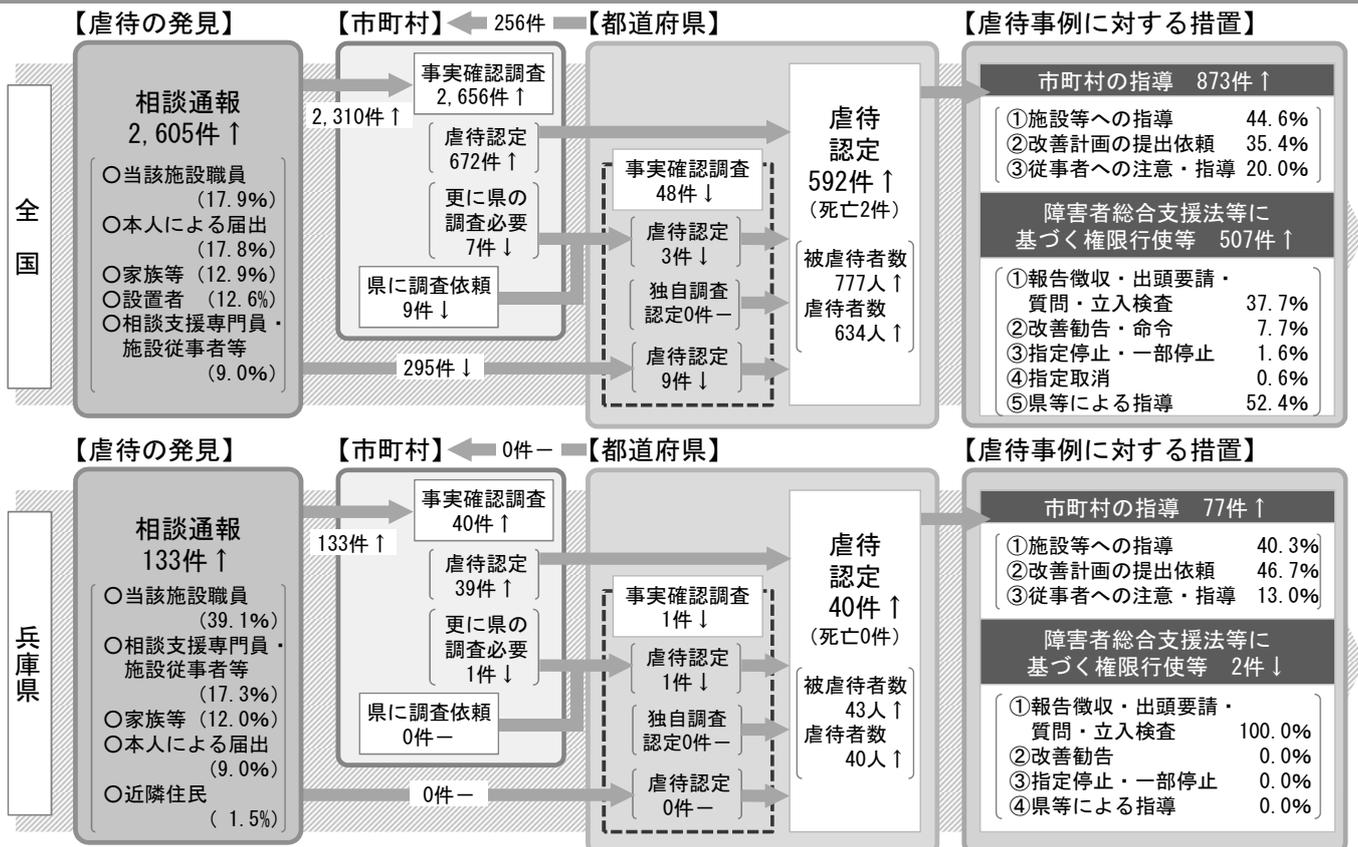
【平成30年度虐待種別・被虐待者種別（件） ※使用者は労働局が別途集計】

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
施設従事者等	22	3	22	1	3	51
養護者	45	3	20	17	25	110
計	67	6	42	18	28	161

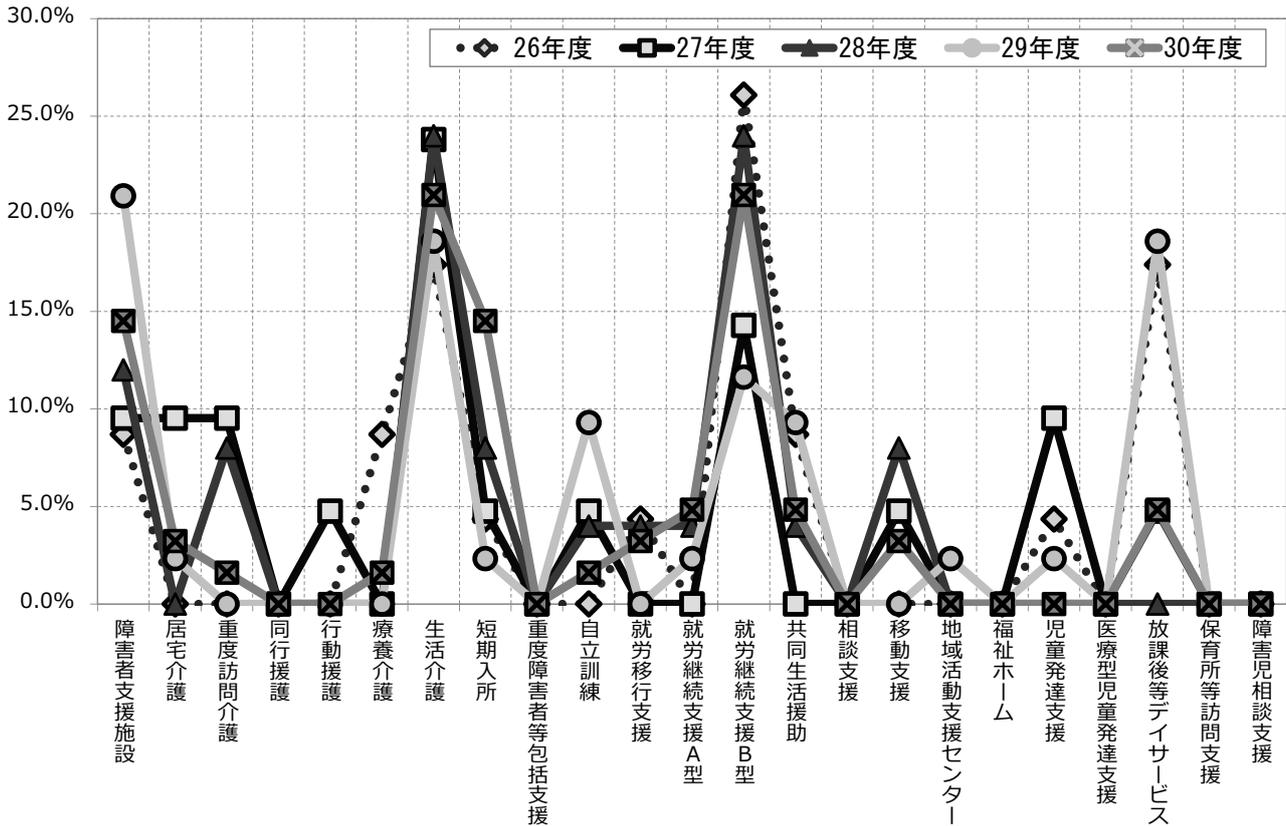
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	計
施設従事者等	15	31	4	0	2	52
養護者	19	40	34	2	1	96
計	34	71	38	2	3	148

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

# 03 施設従事者等による虐待（30年度）

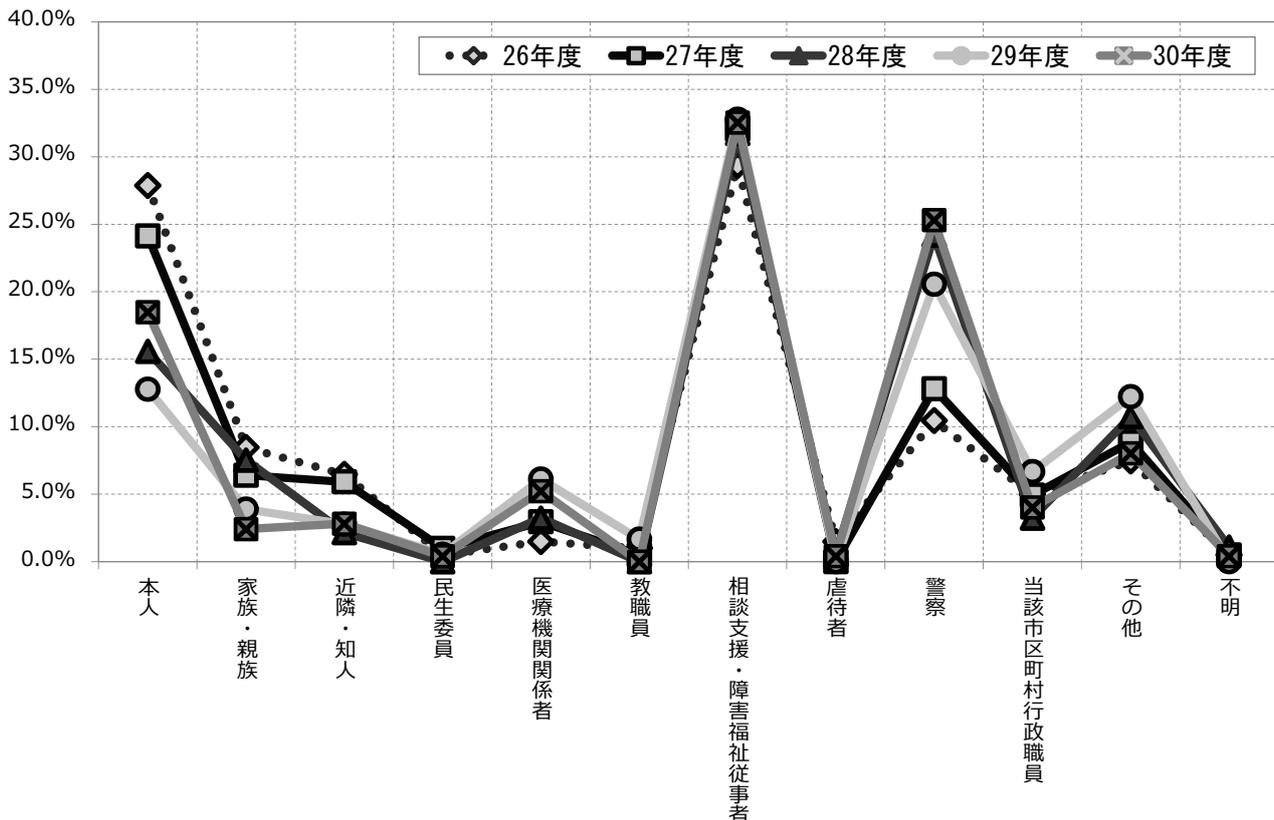


## 04 虐待施設分類別構成比（施設内・兵庫）



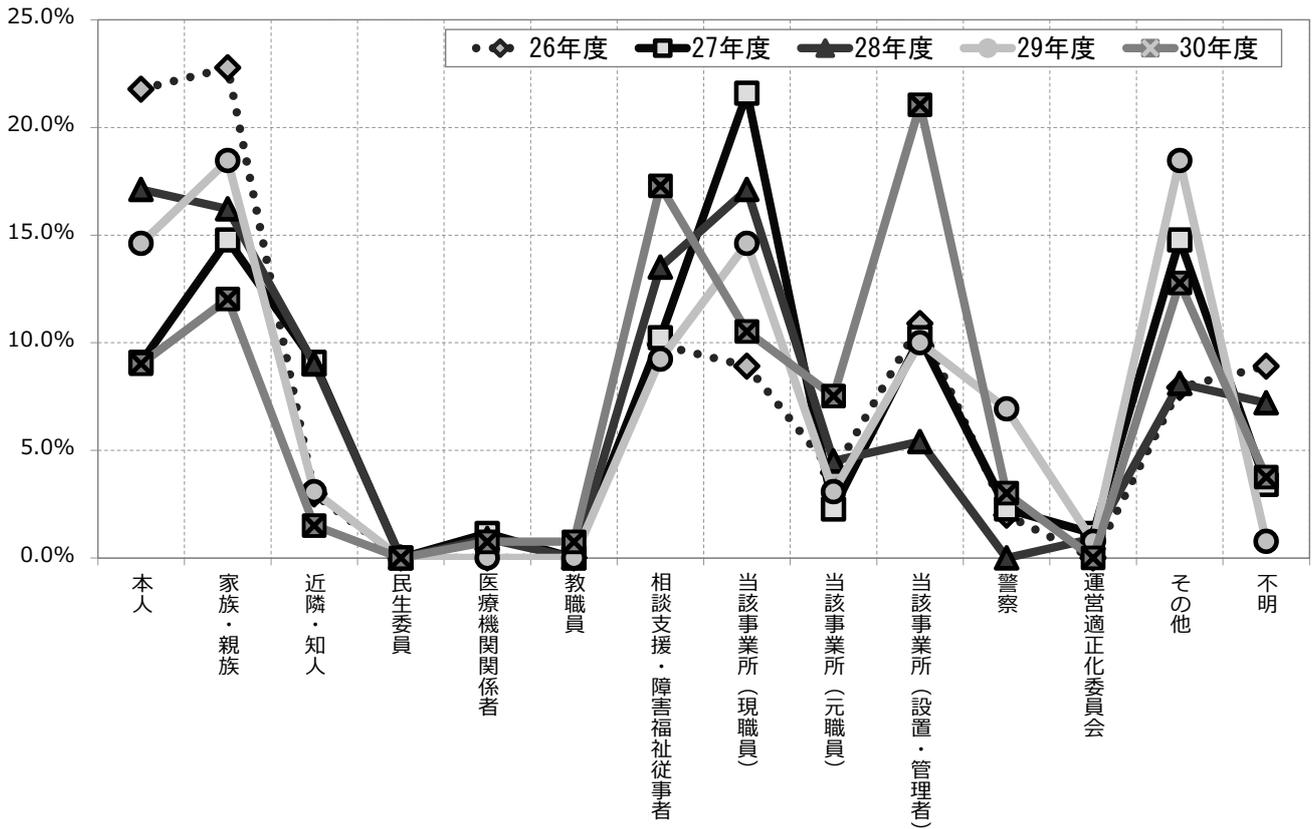
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

## 05 通報者分類別構成比（養護者・兵庫）



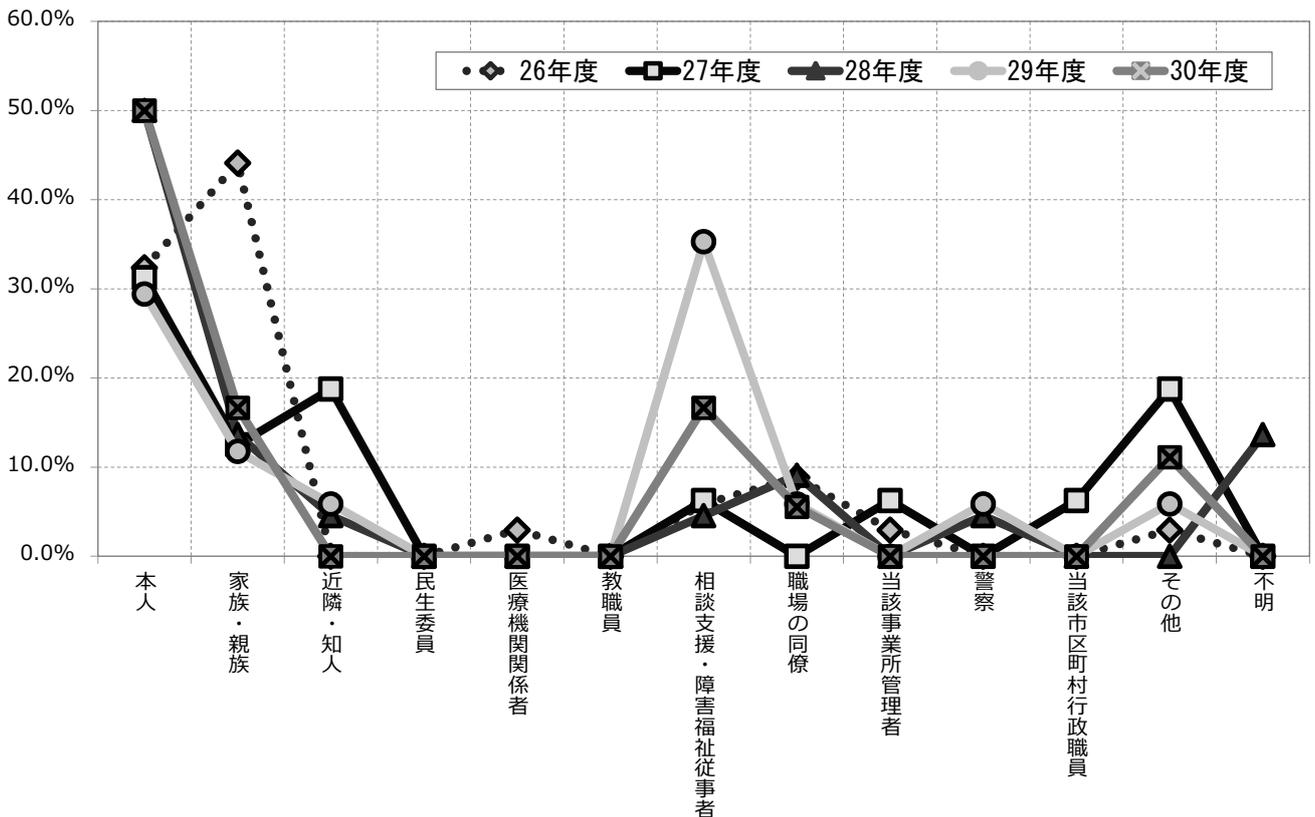
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

## 06 通報者分類別構成比（施設内・兵庫）



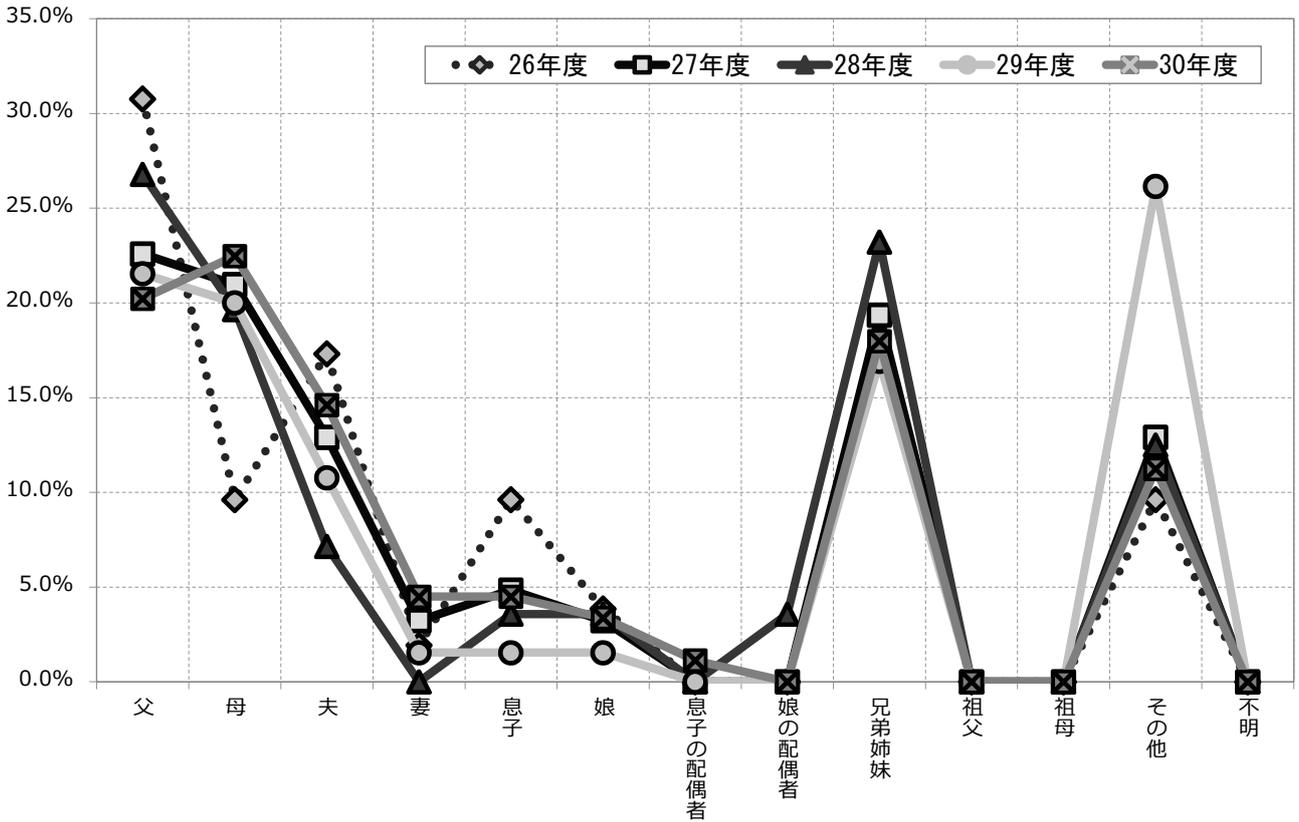
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

## 07 通報者分類別構成比（使用者・兵庫）



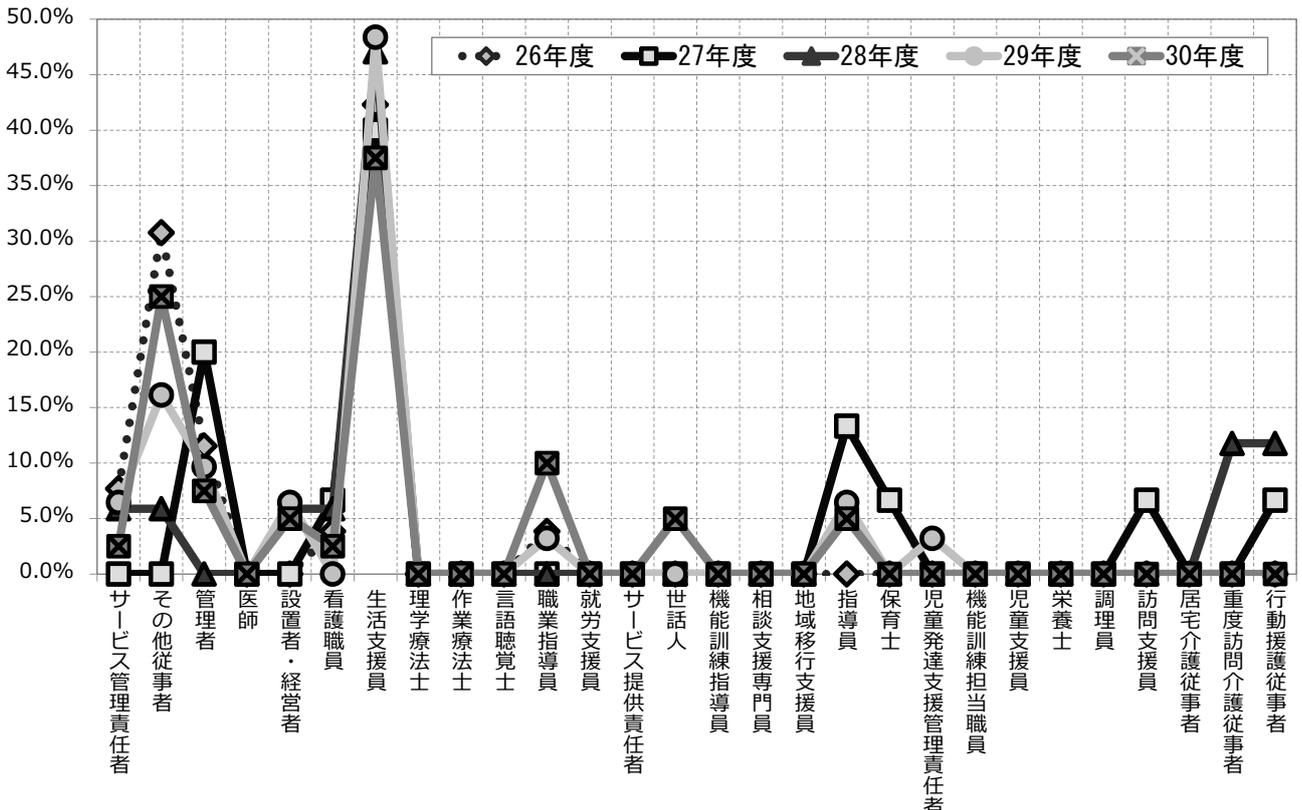
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

## 08 虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）



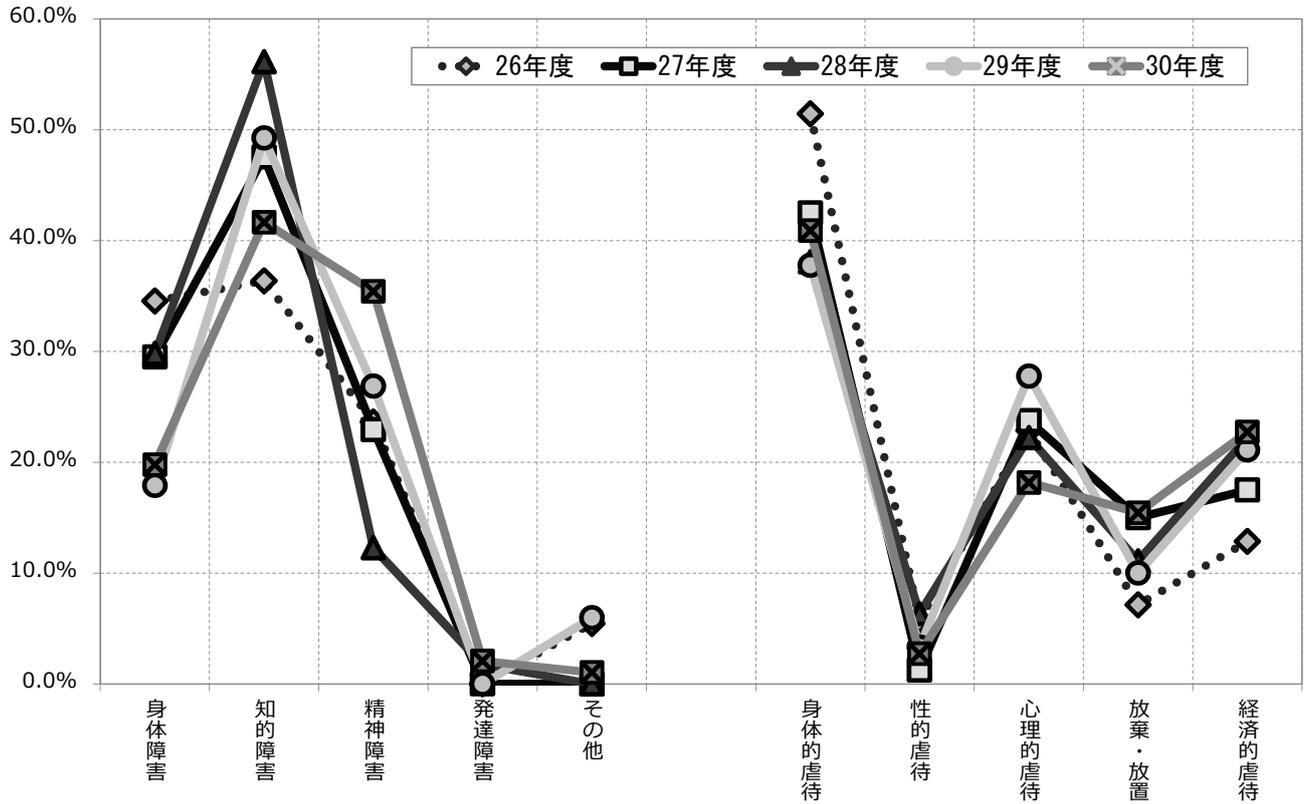
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

## 09 虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）



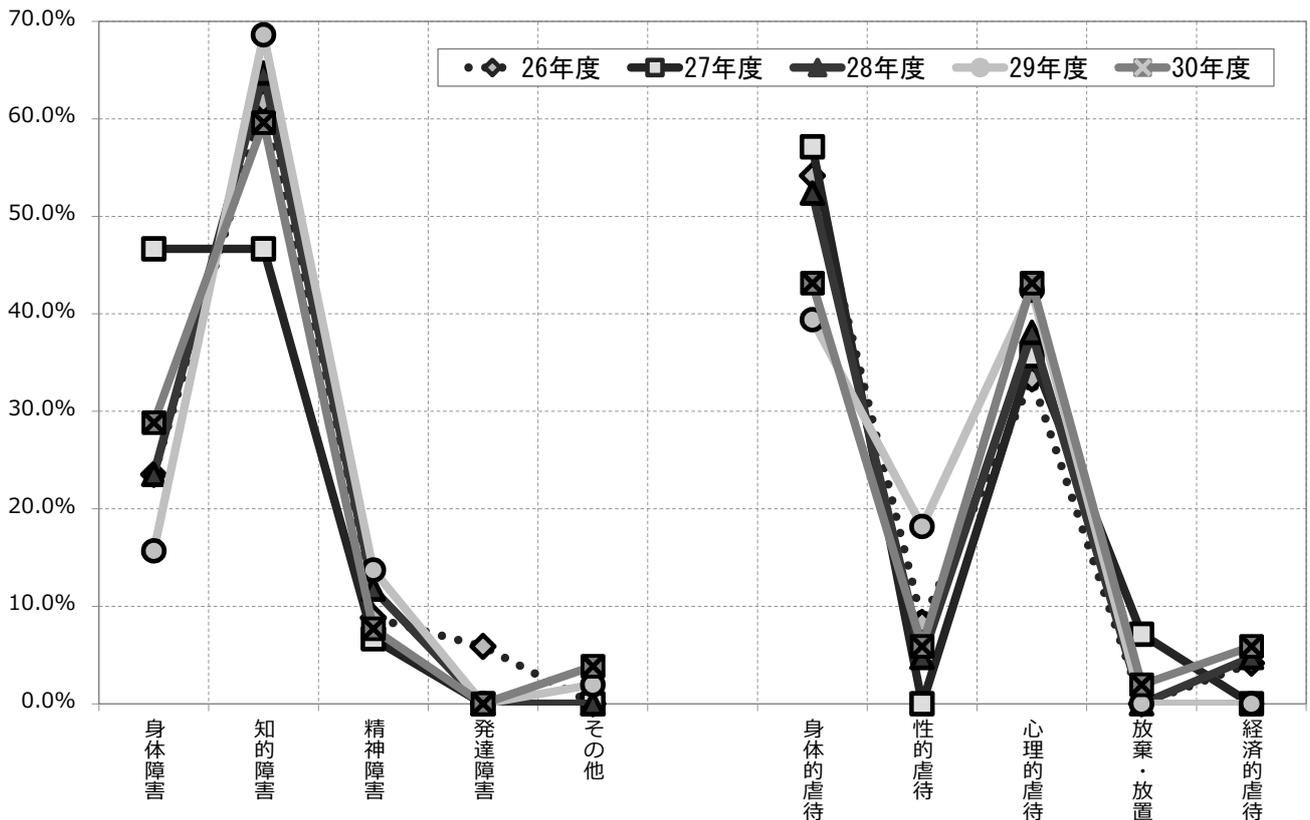
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

# 10 被虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）



兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

# 11 被虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）



兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

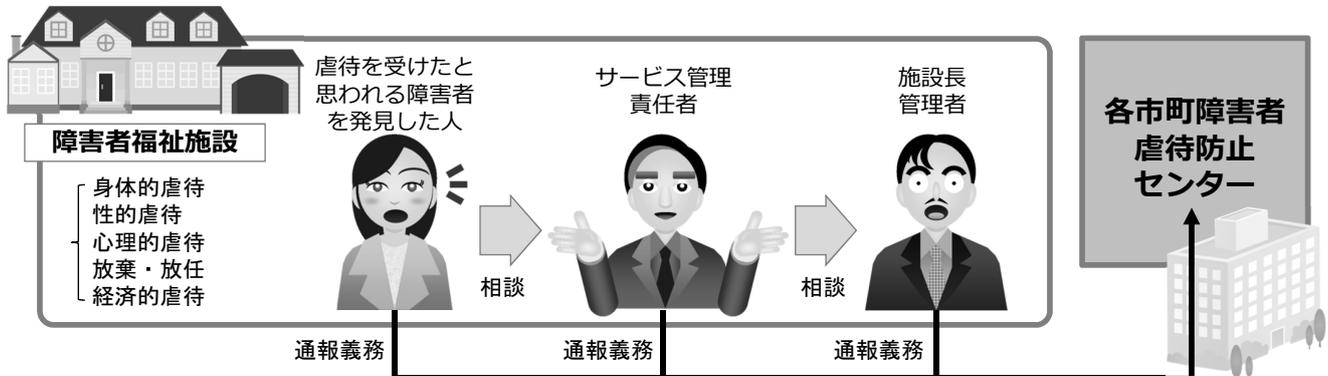
# 12 通報の徹底と公益通報者保護（1）

## 障害者虐待防止法

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。



## 深刻な虐待事案に共通する事項

- 小さな虐待から大きな虐待へとエスカレート
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者・管理者による組織的な虐待の隠蔽
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 過去にも行政から文書指導等

運営法人の理事長による認識不足

虐待が事業運営の大きなリスクたることの認識が希薄

- ①施設・事業所で虐待がないか総点検
- ②虐待が疑われる事案があったら速やかに通報

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

# 13 通報の徹底と公益通報者保護（2）

## 内部告発者に賠償請求 埼玉・鹿児島県の障害者施設（日本経済新聞 平成27年11月23日）

障害者の通所施設で虐待の疑いに気付き自治体に内部告発した職員が、施設側から名誉毀損などを理由に損害賠償を求められるケースが埼玉県と鹿児島県で起きていることが22日、分かった。障害者虐待防止法では、虐待の疑いを発見した職員は市町村に通報する義務がある。施設側の対応に法曹関係者らから「職員が萎縮して、虐待が闇に葬られてしまう」と批判が出ている。

さいたま市の就労支援施設に勤めていた女性元職員（42）は10月、運営主体のNPO法人から約672万円の損害賠償請求を通知する内容証明郵便を受け取った。女性は上司の男性職員が知的障害のある男性利用者2人の裸の写真を撮影し、無料通信アプリで送ってきたり、職場の共用パソコンに保存したりしていたため3月に市へ通報。市は施設へ監査に入った。女性が自主退職した後の6月、虐待を認定、改善勧告を出した。

施設側は「女性はテレビ局の取材も受け、他にも虐待があったと虚偽の説明をした」と主張。「外部からの業務受託の予定が取り消され、損害を受けた」として賠償を求めているが、女性は争う構えで、双方が裁判に訴えている。

鹿児島市の就労支援施設の男性元職員（48）は、6月に運営会社から鹿児島簡裁に提訴された。男性は同社で働いていた昨年秋、女性利用者から「幹部職員にバインダーで頭をたたかれた」と聞いた。半信半疑だったが、他の利用者に対する虐待の目撃証言が別の関係者からもあったため、2月に市へ通報した。

施設側は虐待を否定。「事実無根の中傷で名誉を毀損された」などとして110万円の損害賠償を求めている。市は虐待の認定に至っていないが、担当者は「男性がうそをついているとは考えていない。虐待防止法の趣旨からすると、提訴はあるべきことではない」としている。→H29.12双方訴えを取り下げ

（名誉毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 [略]

（公共の利害に関する場合の特例）

第二百三十条之二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2～3 [略]

刑法

# 14 通報の徹底と公益通報者保護 (3)

## 公益通報者保護法

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者〔略〕が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先〔略〕又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者〔略〕、行政機関又は〔略〕必要であると認められる者〔略〕に通報することをいう。

2 〔略〕

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実〔略〕

### 公益通報の要件

- ①労働者による通報であること（元従業員は対象外）
- ②通報が不正の目的（積極的な害意）でなされていないこと（通説では事業者側に立証責任）
- ③労務提供先等に関する通報であること（私生活等除外）
- ④通報対象事実を含む通報であること
  - (7) 生命・財産等の保護に関わる法律に違反する行為
  - (4) 実効性が刑罰により担保される法令違反行為の事実
- ⑤指定の通報先（内部通報、行政機関通報、外部通報）に通報すること（深刻な風評被害を避けるため内部優先）

### 保護の内容

- ①公益通報を理由とする解雇の無効（第3条）
- ②派遣元との派遣契約の解除無効（第4条）
- ③減給・降格等事実上の不利益取扱い禁止（第5条）

### 留意事項等

- ①公益通報者保護法が対象とする「刑法等の犯罪事実」と、虐待防止法が対象とする「障害者虐待の事実」は必ずしも一致しない。

例えば、暴言（アホ等）は形式的には侮辱罪に該当するが親告罪であり捜査対象行為となりにくい。また、刑法上の暴行は「人への有形力の行使」だが、虐待防止法は「身体に外傷のおそれがない暴行」は除外されている。

- ②一方で、裁判を受ける権利は憲法で保障されており、名誉毀損での訴訟は妨げられない。
- ③保護の対象となるか否かは通報時における「真実相当性」が判断材料になり、仮に虐待が認定されなかったとしても、それをもって保護対象から外れるわけではない。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

# 15 身体拘束をしない支援の検討

## 障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準

（身体拘束等の禁止）

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

### 1 やむを得ず身体拘束をするときの三要件

#### 切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い

#### 非代替性

身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がない

#### 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的である

### 2 組織として慎重に検討・決定し、個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつ行うのか（身体拘束を行うことの評価と検証）

### 3 本人・家族に対して具体的に説明

本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る（どのような拘束を行うのかをできるだけ具体的に説明）

### 4 支援記録の記載と頻回な経過観察

身体拘束を行った時は、支援記録等にその都度記載する（頻回な経過観察 ※例えば、精神保健福祉法では1時間1回）

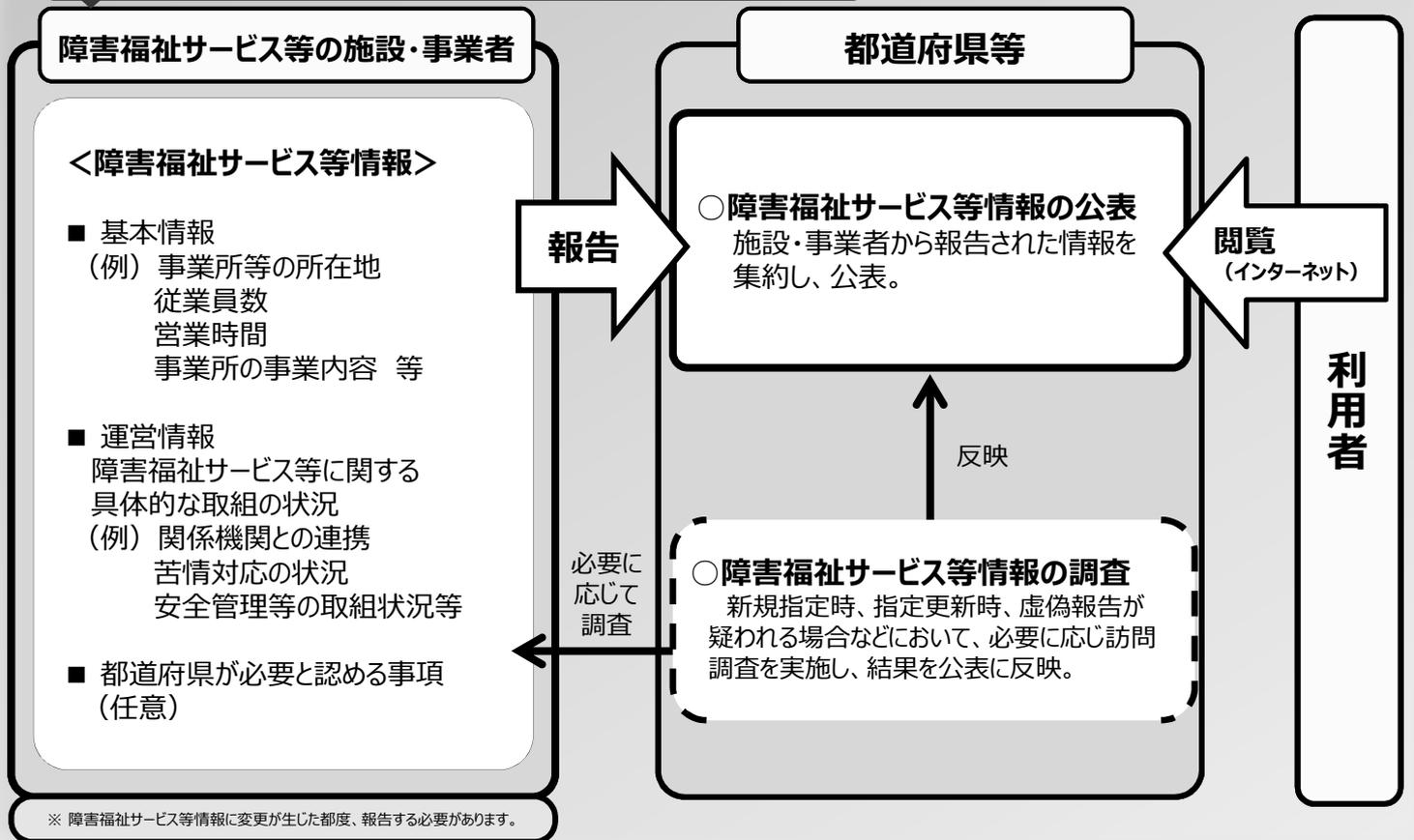
- ①車椅子やベッド等に縛り付ける ②手指の機能の制限のためにミトン型手袋を付ける ③行動制限のためにつなぎ服を着せる
- ④利用者を押さえつける ⑤落ち着かせるために向精神薬を過剰服薬させる ⑥鍵のかかった居室等に隔離する

# 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

## 平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

**!** 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります



○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1.居宅介護	6.生活介護	11.自立訓練（生活訓練）	16.就労定着支援	21.地域相談支援（定着）	26.放課後等デイサービス
2.重度訪問介護	7.短期入所	12.宿泊型自立訓練	17.自立生活援助	22.福祉型障害児入所施設	27.居宅訪問型児童発達支援
3.同行援護	8.重度障害者等包括支援	13.就労移行支援	18.共同生活援助	23.医療型障害児入所施設	28.保育所等訪問支援
4.行動援護	9.施設入所支援	14.就労継続支援 A型	19.計画相談支援	24.児童発達支援	29.障害児相談支援
5.療養介護	10.自立訓練（機能訓練）	15.就労継続支援 B型	20.地域相談支援（移行）	25.医療型児童発達支援	

# 障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

## 手順1

 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

**事業者** 事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。

- 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

(※) 昨年度、都道府県等担当者が、事業者の基本情報について既に登録を行った事業者宛てには、情報公表システムよりID等を平成30年5月8日（火）に通知しています。もし、事業者宛にID等が届いていない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

## 手順2

- 情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。

**事業者** ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

## 手順3

**事業者** 入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
  - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 (修正の上、再度報告します。)
  - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

- 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

☆ ●●県からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。

●●県 障害福祉サービス等情報公表制度

検索

各都道府県等ごとに適宜記載し、ご活用ください。

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>



お問い合わせ先：

兵庫県指定は兵庫県・中核市指定は各中核市

## 障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領（準則例）について

障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領（準則例）を定めましたので、当該報告取扱要領（準則例）を踏まえ、障害福祉サービス等（※）の提供による利用者のケガや死亡事故の発生等について、情報提供等の対応をお願いします。

また、同様の要領等を作成し、既に対応していただいている場合は、当該報告取扱要領（準則例）を参考に、必要な見直しをしていただきますようお願いいたします。

（※）事故報告の対象となる障害福祉サービス等

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者及び地域生活支援事業者、並びに児童福祉法に基づく指定障害児入所施設及び指定障害児通所事業者が行う障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児入所・通所支援に係るサービスとする。

 [事故報告取扱要領（PDF：153KB）](#)

 [事故報告フローチャート（PDF：87KB）](#)

事故報告書様式

障害福祉サービス  [事故報告書様式（エクセル：42KB）](#)

障害児通所支援  [事故報告書様式（エクセル：40KB）](#)

障害児入所施設  [事故報告書様式（エクセル：38KB）](#)

### お問い合わせ

部署名：健康福祉部障害福祉局障害福祉課障害政策班【居宅系・相談系】

障害福祉課障害福祉基盤整備班【日中活動系（就労系以外）・施設系、障害児】

ユニバーサル推進課障害者就労支援班【就労系】

電話：078-341-7711 【居宅系・相談系】内線2966、【日中活動系（就労系以外）・施設系、障害児】内線2967、【就労系】内線2836

兵庫県庁 法人番号8000020280003

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号：078-341-7711（代表）

Copyright © Hyogo Prefectural Government. All rights reserved.

(電子メール施行)  
障支第1444号  
平成29年1月10日

障害児通所支援事業所代表者様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

障害福祉サービス事業者等及び市町等における  
事故等発生時の報告取扱要領について

標記のことについて、基準省令においては、「障害児に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と定められていますが、これまで具体的な取り扱いについてお示ししておりませんでした。

このため、「障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」を改正し、報告対象事業所に障害児通所支援事業所を追加（別添取扱要領の下線部分）しました。

つきましては、同取扱要領に基づき、所定の報告様式（別紙2）により、事故の発生状況及び対応状況を正確に記載し、市町にご報告いただきますようお願いいたします。（別添フローチャート参照）

なお、事故が発生しないよう日頃から十分ご留意いただきますかとともに、事故が発生した場合の対応方法を予め定めておくこと、事故が発生した場合には、その状況を詳細に記載し、かつ速やかな原因解明を行い、再発防止策を講じること、利用者の家族に対しては十分に状況説明を行うこと等、適正に対応いただきますようお願いいたします。

※報告様式は以下のHPに掲載しています。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19\\_000000200.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000200.html)

兵庫県健康福祉部障害福祉局  
障害者支援課施設整備・就労対策班  
TEL:078-341-7711（内線2967）

(電子メール施行)  
障支第1444号の3  
平成29年1月10日

各県健康福祉事務所長  
様  
各市町障害福祉担当課長  
(政令市を除く)

健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

障害福祉サービス事業者等及び市町等における  
事故等発生時の報告取扱要領について

標記のことについて、障害児関係についてはこれまで具体的な取り扱いについてお示ししておりませんでした。このたび、「障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」を改正し、報告対象事業所に障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を追加（別添取扱要領の下線部分）しました。

つきましては、障害児入所施設及び障害児通所支援事業所には別添の通りで通知しておりますので、事故報告があった場合は、障害福祉サービス事業所等と同様のご対応をお願いします。

兵庫県健康福祉部障害福祉局  
障害者支援課施設整備・就労対策班  
TEL:078-341-7711 (内線 2967)

## 障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領（標準例）

### 1 事故報告の対象となる事業者及び障害福祉サービス等

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者及び地域生活支援事業者、並びに児童福祉法に基づく指定障害児入所施設及び指定障害児通所事業者（以下「事業者」という。）が行う障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児入所・通所支援に係るサービスとする。

### 2 報告の範囲

事業者は、次の(1)～(4)の場合、市町に報告を行う。

#### (1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

- ① 「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。  
また、利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれる。
- ② ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについては、市町に対しても報告する。
- ③ 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失及び第三者過失によるケガであっても、該当する場合は報告する）。
- ④ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる恐れがあるとき）は、市町へ報告する。
- ⑤ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、市町へ連絡若しくは報告書を再提出する。

#### (2) 食中毒及び感染症等の発生

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類とする。

ただし、新型インフルエンザ並びに感染性胃腸炎（ノロウイルス）や疥癬の発生など、利用者等に蔓延する恐れのある場合も、市町へ報告する。

なお、新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスについては、別に定めるところによる保健所への報告と併せて、直ちに市町へ報告する。

また、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うほか、保健所等と連携・協力して対応する。

#### (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、虐待など）について報告する。

#### (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

### 3 報告の手順

#### (1) 事故後、事業者は、速やかに市町へ電話又はFAXで報告する（第一報）。

- ① 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、市町の受付者の名前を確認する。また、FAXの場合でも市町へ到着したかどうかを確認する。

なお、FAXの報告書には個人情報に該当する部分（標準書式の場合の「対象者の受給者証番号・氏名・障害種別・障害支援区分」の欄など）を伏せて送付し、着信確認時に個人情報部分を口頭で伝えるなど個人情報の保護に留意する。

② 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。

例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、深夜になった場合には、翌日早朝に報告を行ったり、金曜日夕刻に事故が発生した場合には、土日の間にFAXを入れておき、月曜日早朝に電話確認を行うなど、社会通念に照らして最大限の努力をすることが必要。

(2) 事故処理の経過についても、電話又はFAXで適宜報告する。

(3) 事故処理の区切りがついたところで、定められた書式(5の「事故報告書」)を用いて、文書で報告する。

なお、FAXに使う書式は、第一報の時点から、定められた事故報告書を用いてもよく、(1)(2)(3)の順に、同じ書式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形でもよい。市町では、それらを積み重ねて処理し、状況を把握することが可能となる。

(4) 各事業者は、市町、利用者(家族を含む。以下同じ。)及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

#### 4 利用者等への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に次の内容を説明しなければならない。

(1) この要領に基づき、「事故報告書」を作成し、市町等に提出すること。

(2) 提出後の事故報告書が個人情報以外を事故事例として兵庫県等に報告される場合があること。

(3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容(例:事業者名等)が公開される場合があること。

#### 5 報告の書式

別紙1「障害福祉サービス事業者等 事故報告書」、別紙2「障害児通所支援事業者 事故報告書」又は別紙3「障害児入所施設 事故報告書」を標準とする。

(各市町で既に定められた書式がある場合は、それを用いて差し支えない)

#### 6 報告先

事業者は、2で定める事故が発生した場合3・4の手順により、次の両者に報告する。

① 利用者の支給決定等の実施主体の市町

② 事業所・施設が所在する市町(新型インフルエンザの報告は、②を基本とする。)

※報告には利用者の個人情報が含まれるため、各市町はその取扱いに十分注意する。

#### 7 報告を受けた市町等の対応

報告を受けた市町においては、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて必要な対応(別表1)を行う。

この場合、当該利用者の支給決定等の実施主体の市町(上記6の①)が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在地たる市町(上記6の②)と連携を図る。

#### 8 県民局の対応

報告を受けた県民局は、必要な対応(別表2)を行う。

別表1 (市町の対応として必要と考えられるもの)

### 1 事業所の事故に対する対応（一連の処理）の確認等

(1) 事故への対応が終了していないか、または明らかに不足している場合は、苦情やトラブルを未然に防ぐ目的等から必要な指導を行う。

(例)「今後の対応は未定」などと報告があった場合は、対応が確定した時点での再報告を求める。

また、「利用者がケガをしたが、家族等へは特に連絡していない」等の報告があった場合は、連絡・説明するように指導し、その結果の再報告を求める。

(2) 市町指定事業者による指定基準違反の恐れがあると判断される場合は、必要に応じて実地指導等を行う。

### 2 県・社協等における対応が必要と判断された場合の連絡調整

(1) 県指定事業者による指定基準違反の恐れがあると判断される場合は、県民局に連絡を行うとともに、支給決定等の実施主体等の立場から必要に応じて立ち入りを行う場合に同行するなどの連携を行う。

(2) また、利用者・家族からの事業者の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業者に事実確認を行うとともに、利用者家族に対し、必要に応じて、県社会福祉協議会の県福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決制度等を紹介し、併せて同委員会等との連絡調整を行う。

### 3 県民局等への報告

事故防止等の観点から、次のア～カに該当する場合は、市町は県民局に報告する。この場合において、利用者の支給決定等の実施主体の市町と事業所・施設が所在する市町が異なる場合は、それぞれ所管の県民局に報告する。

なお、各政令・中核市は、直接、県障害福祉課又はユニバーサル推進課に報告するものとする。

ア 利用者の死亡又は重症病事故

イ 特異な事由が原因となっていると思われるもの

ウ 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの

エ 職員の不祥事や法令違反等が原因となっていると思われるもの

オ 消費生活用製品安全法第2条第5項に基づく重大製品事故に相当するもの

カ その他、他の事業者に事例として情報提供するなど、同様の事故の発生防止のために必要と思われるもの

※ 2-(2)による新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの報告については、直ちに事業所・施設所管の県民局と県障害福祉課又はユニバーサル推進課へ報告する。

#### 【消費生活用製品安全法第2条第5項に基づく重大製品事故】

1 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの

①死亡事故

②重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）

③後遺障害事故

④一酸化炭素中毒事故

2 消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずる恐れがあるもの

①火災（消防が確認したもの）

別表2 (県民局の対応として必要と考えられるもの)

## 1 情報提供等

報告を受けた県民局では、事故事例として、事業者指導や注意を喚起する通知等へ活用するとともに、他の市町等への情報提供を行う。なお、利用者の支給決定等の実施主体の市町と事業所・施設が所在する市町が異なる場合、他の市町等への情報提供は、事業所・施設が所在する市町を所管する県民局が行う。

事例紹介等の際は、個人情報に注意しつつ、報告市町名（事業所の所在地）等が特定できないよう配慮する。

## 2 本庁への報告

県民局は、市町から報告を受けた事故事例のうち、次に掲げるものについては、県障害福祉課又はユニバーサル推進課へ報告する。

ア 利用者の死亡又は重症病事故

イ 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われる事案のうち、市町と県民局が共同して事実確認にあたったもの

ウ 消費生活用製品安全法第2条第5項に基づく重大製品事故に相当するもの

# 障害福祉サービス事業者等及び市町等における 事故等発生時の報告フローチャート

